

2026年度 輸送の安全に関する目標と計画（期間:2026年4月1日～2027年3月31日）

○ 輸送の安全に関する目標と計画(教育・研修計画含む)

別紙①

輸送の安全に関する計画	内 容	実施予定時期	予算 (概算)	備 考
1. 有責事故件数の削減	① 全役員、全管理職による点呼、添乗査察、街頭査察等を実施します。	交通安全運動期間中他		春・夏・秋・年末年始
	② 経営トップ及び安全統括管理者等による営業(支)所巡視を行います。	年4回(5月・8月・10月・2月)		社長、及び安全統括管理者が、営業(支)所に対して、職場巡視を実施し、取組み状況の確認と課題を把握するとともに安全意識の醸成のため、現場管理者、及び運転士との意見交換を行い、意思疎通と安全意識向上を図る
	③ 有責事故発生件数14件以下を目標（昨年度目標同件数）	年間を通じて		【営業(支)所別目標件数】 堅田営業所 8件以下・大津営業所5件以下・安曇川支所 1件以下
2. お客様の視点に立った接遇の実施	① 接遇教育を通じて、お客様接遇の向上を図ります。	2027年1月		滋賀県バス協会主催の研修会に参加
3. 飲酒運転・酒気帯び運転の発生防止、及び危険ドラッグ等規制薬物の使用禁止	① アルコール検知器を使用した出入庫点呼時の厳正な飲酒チェックを実施します。	年間を通じて	9万円	出入庫点呼時にアルコール検知器運動型免許確認システムの活用、1泊以上の貸切運行については、測定値が営業所へ転送される高性能モバイル型アルコール検知器の活用
	② 従業員家族の協力を依頼します。	7月・12月		従業員家族宛に協力依頼文書を郵送
	③ 飲酒運転防止インストラクターによる講習を実施します。	秋の全国交通安全運動期間中	4万円	飲酒とアルコールに対する意識啓蒙・教育により飲酒運転の根絶を図る ASK飲酒運転防止インストラクター認定者を増員（2026年3月時点インストラクター認定者20名）
	④ 麻薬、覚せい剤、脱法ハーブ等の危険ドラッグ使用防止について指導教育を実施します。	下期		外部講師招へいによる薬物乱用防止講習の受講
4. 健康に起因する事故の発生防止	① 全乗務員が定期健康診断(法定)を受診します。	年度2回（上期・下期）		労働衛生法に基づく雇入れ時及び定期健康診断(メタボリックシンドローム判定等)の実施
	② 運転者の体調急変に伴う事故防止対策を実施します。	随時		健康診断のフォローアップの徹底、主要疾病の自主受診促進、産業医と連携した健康相談
	③ 運転士を含む全社員に対してストレスチェックを実施します。	2027年1月		労働安全衛生法に基づき実施
	④ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の簡易検査を実施します。	下期		BMI25以上を対象に実施（貸切運転士は全員対象）検査結果により、指定医療機関において精密検査(PSG検査)を実施
	⑤ 脳MRI検査を実施します。	上期		高齢運転士(60歳以上)及び貸切運転士
	⑥ 職場の安全状況と運転士の健康状況の確認を行います。	全国安全週間・全国労働衛生週間		安全衛生委員会の開催、産業医を交えた健康管理等 ・ 全国安全週間、及び全国労働衛生週間における職場巡視
5. 輸送の安全に関する教育	① 国土交通省、NASVA等主催輸送の安全に関するセミナー等への参加（経営トップ・安全統括管理者）	随時		安全マネジメント体制の維持・向上
	② 独立行政法人自動車事故対策機構による運行管理者等一般講習を受講します。	随時		運行管理補助者を含む運行管理者が毎年1回受講（動画視聴・講義）
	③ NASVAによる運行管理者・運行管理補助者を対象とする研修会を実施します。	下期		点呼時の的確な指示、なぜなぜ分析について
	④ 国土交通省認定機関による運輸安全マネジメントに関する講習を受講します。	随時		ガイドラインセミナー・内部監査セミナー・リスク管理セミナー等を受講（運行管理者・運行管理補助者の安全意識向上）
	⑤ 乗務員研修を実施します。	各交通安全運動期間(年4回)等		「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転に対して行う指導及び監督の指針」に基づく指導教育を全乗務員対象に実施
	⑥ 安全方針・年間重点項目の周知を行います。	年間を通じて		安全方針、年間重点目標、安全重点施策を記載したカードを配布し、毎月1日(安全方針)・毎月15日(安全月間目標)を出庫点呼時に復唱させる
	⑦ ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用します。	年間を通じて		事故・トラブル発生時等の状況確認、原因究明、及び事故惹起者への再発防止のための指導
		入社6ヶ月後、1年後、3年後		運転士のフォローアップ教習
		年末の交通安全県民運動期間		運転士よりヒヤリ・ハット発生時間と内容を聞き取り、動画を抽出して共有する(危険箇所・実体験に基づく事例)
	⑧ 救急救命講習(AED)を受講させます。(心肺蘇生法・AEDの使い方・異物除去法・止血等を習得)	随時		新規採用運転士・貸切運転士対象
	⑨ 適性診断(初任・一般・適齢・特定)を行います。	概ね3年毎		診断の結果を有効に活用した運転士の個別指導を実施し、安全意識の向上を図る
		一般診断(60歳以上)・適齢診断(65歳以上)		毎年1回受講(高齢運転士の事故防止対策)
	⑩ パリアフリー教育研修に参加します。(高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進)	年1回	4万円	管理者等対象に交通サポートマネージャー研修受講
	⑪ 障害者対応を含む接遇の基本を学ぶ研修を行います。	新規採用時		高齢者疑似体験(器具を活用)を実施
		下期		滋賀県警・滋賀県バス協会の共催による「バスジャック訓練」に参加
		下期		気象災害時(河川の氾濫)等、発生時における災害を想定した迅速な情報収集、判断、対応訓練の実施
	⑫ 訓練を実施します。	下期		雪道走行訓練及びタイヤチェーン着脱訓練の実施
		下期		貸切運転士の安全に資する技能(運転実技)等の向上に努める。
	⑬ ドライバー安全運転研修を受講します。	随時	11万円	
	⑭ エコドライブを推進し、経費を削減します。	エコドライブ強化月間(11月1日～11月30日)		点呼簿に「アイドリングストップの励行」を記載、及び啓発用ポスターの掲示で環境意識向上を図る
6. 年間重点目標	① 死亡事故ゼロ・重大事故ゼロ	年間を通じて		安全な移動・サービスの提供による安心と信頼の構築
	② 有責事故削減			なぜなぜ分析を活用し、表面的な現象ではなく、真の根本原因(真因)を特定し、再発防止の強化を図る
	③ 健康起因による事故防止			厳正な点呼の実施 ・適切な労務管理に努め、未然に健康起因にかかわる事故防止を図る
7. 安全重点施策	① 安心・安全のための基本操作の励行	四半期毎に安全運転月間目標を設定		乗務員が安全意識を常に持ち続け、意識のマンネリ化や低下を防ぐ ・ヒューマンエラーによる事故防止
	② 乗務員の健康管理・労務管理の徹底			「健康起因事故の防止(安全確保)」・「労働基準法等の法令遵守」 ・乗務員の健康増進と持続可能な職場環境の構築
	③ 運輸防災マネジメント(自然災害対応)の実施			自然災害における「人命の安全確保」・「輸送の安全確保・事業継続(BCP)」
8. その他	① 無事故表彰(社内・外部)を行います。	2027年1月	100万円	2年以上無事故運転士対象
	② ドライバー異常時対応システム(EDSS)搭載車両を導入します。	2026年度	13,700万円	乗合車両代替2両(中型ノンステップバス) ・大型観光バス増車2両
	③ 運転記録証明書を取得します。	2026年8月		全乗務員対象
	④ 貸切バス適正化巡回指導	下期		安全の確保、及び道路運送法等の法令遵守の徹底
	⑤ 外部講師による各ハラスメント研修を実施します。	下期		外部講師による各ハラスメントの定義や被害者・行為者にならないための知識を学ぶ

2026年度 輸送の安全に関する目標と計画（期間:2026年4月1日～2027年3月31日）

○ 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

別紙②

方 法	内 容	実施予定時期	備 考
1. 常勤役員会	・常勤役員及び安全統括管理者による事故及びお客様からの声に対する意見交換を行います。	毎週1回	・本社会議室
2. 管理職会議	・社長、常勤役員、各部管理職以上による問題点の共有及び意見交換を行います。 ・他社の重大事故等発生時に、同種事故発生の未然防止を図ります。	毎月1回	・本社会議室
3. 業務連絡会議	・社長、常勤役員、安全統括管理者及び各部管理職に加え係長、営業(支)所長が参加し、事案報告、及び行事予定を報告します。	毎月1回	・本社会議室
4. 運輸部連絡会議	・運輸部内の主任・主席助役以上で安全輸送に対する取り組みと問題点を協議します。	毎月1回	・本社会議室
5. プロジェクト会議	・会社(4名)、労働組合(4名)で輸送の安全に関する諸課題の協議・共有を図ります。	年6回目処	・本社会議室
6. 運輸安全マネジメント内部監査	・輸送の安全の確保への関与状況について、取組み、課題等を確認します。 ・重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他必要と認められる場合には、緊急に輸送安全に関する内部監査を実施します。	年1回	・関係法令、安全管理規程その他の社内規程類に定められた安全管理体制の適合性 ・安全重点施策の達成状況、その事後評価の確認の有効性 ・輸送の安全の確保に関し業務を調査、確認することにより、組織の安全管理体制の課題、問題点を明らかにする。(安全管理体制の構築) ・内部監査員による代表取締役社長及び安全統括管理者へのインタビューを実施
7. 業務監査	・各営業(支)所、観光課、整備係における法令遵守による運行管理、整備管理 労務管理等の業務が円滑かつ確実に運営されているか、及び事故防止に向けた取組みが 運輸安全マネジメントに基づき確実に遂行されているかの監査を実施します。	上期1回・下期1回(各営業【支】所・観光課・整備係)	・各書類等の保存状況 ・前回指摘事項に対する改善状況
8. 安全安心情報交換会 (京阪グループ)	・グループバス事業者による事故分析と再発防止等の協議を行います。	年4回	・四半期毎の運輸安全マネジメント進捗状況等を報告
9. その他	・社達の発行及び社内報に掲載し、取り組みの周知を行います。	社達、社内報(必要に応じ)	・交通安全運動期間 ・社内報(年3回発行)
	・所長達示、又は運輸課達等を発行し、注意喚起を促します。	必要に応じ随時	・事故等トラブル発生時(他社含む)の情報共有と周知